第176回 藤沢市都市計画審議会 資料 1

議第1号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更について

〇生産緑地地区の制度について

生産緑地地区とは

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等 を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的として指定 (都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つ)

生産緑地地区に指定すると

原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止(行為の制限)



農地以外の用途への転用は認められない

ただし、固定資産税等の税制面での優遇や 相続税の納税猶予制度の適用

〇 令和3年度都市計画変更予定案件

生産緑地地区の都市計画変更(29箇所)

追加・拡大に係る生産緑地地区

(11箇所 約+4,700㎡)

廃止・縮小に係る生産緑地地区

(18箇所 約-8,880㎡)

〇追加・拡大に係る箇所

海老名市

茅ヶ崎市

UNT (四) E 和 T III

箇所番号86(拡大) 高倉字槐戸及び 字枯薮地内

大和市

六会日大前駅

横浜市

箇所番号194(拡大) 今田字古道地内

箇所番号643(追加) 善行六丁目地内

箇所番号533(拡大) 立石一丁目地内

箇所番号403(拡大) 柄沢字宮之下地内

箇所番号645(追加) 鵠沼神明五丁目地内

箇所番号493(拡大) 鵠沼藤が谷四丁目地内

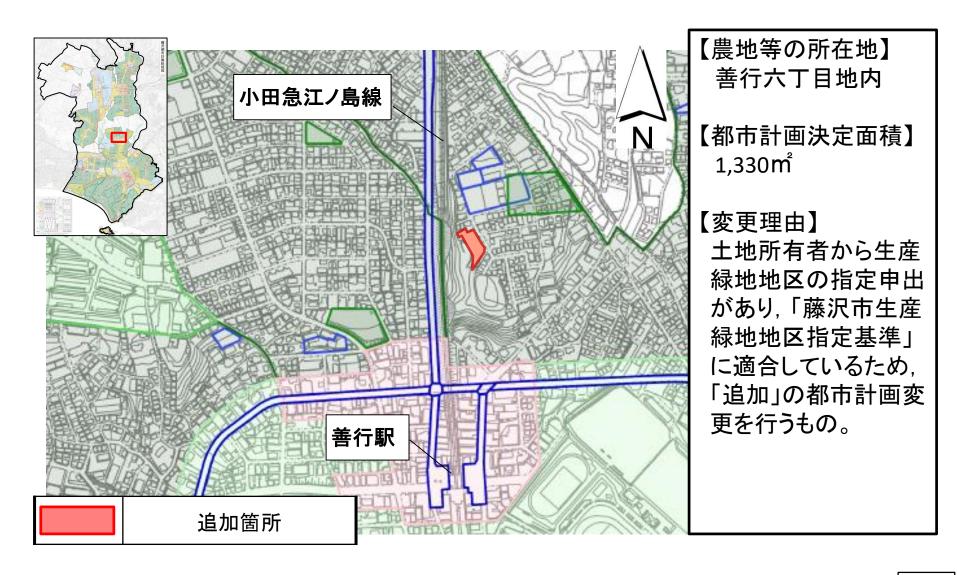
箇所番号353(拡大) 城南二丁目地内

箇所番号644(追加) 鵠沼神明四丁目地内

箇所番号646(追加) 鵠沼神明二丁目地内

箇所番号467(拡大) 本鵠沼三丁目地内

【追加】箇所番号643(新規)





【追加】箇所番号644 (新規)



【農地等の所在地】 鵠沼神明四丁目地内

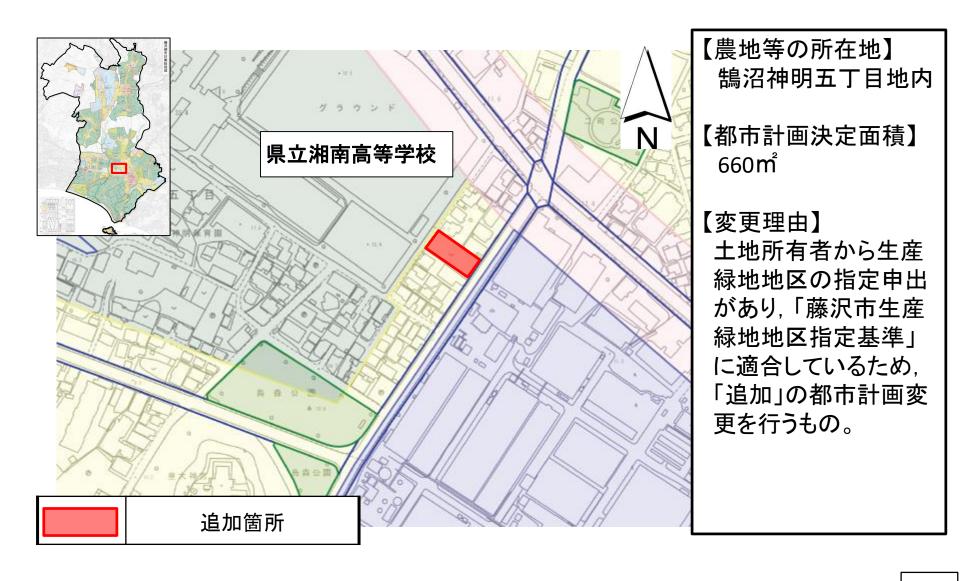
【都市計画決定面積】 430㎡

【変更理由】

土地所有者から生産 緑地地区の指定申出 があり、「藤沢市生産 緑地地区指定基準」 に適合しているため、 「追加」の都市計画変 更を行うもの。

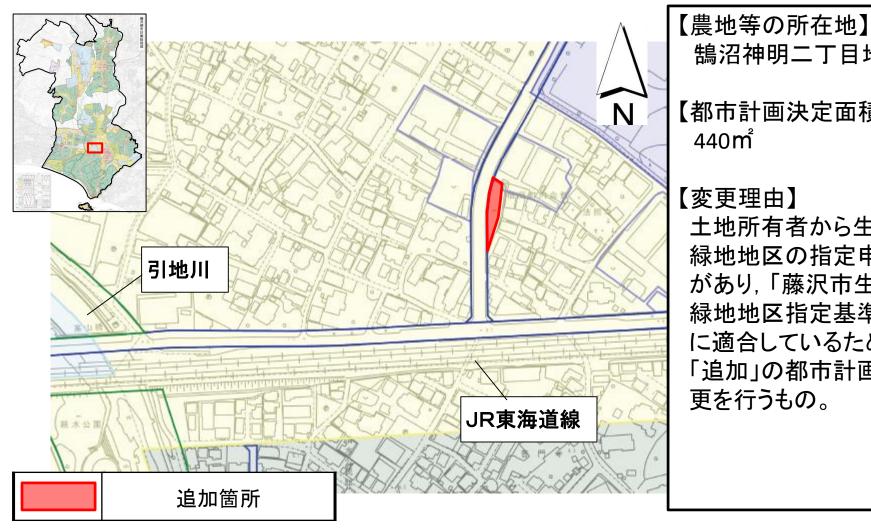


【追加】箇所番号645(新規)





【追加】箇所番号646(新規)



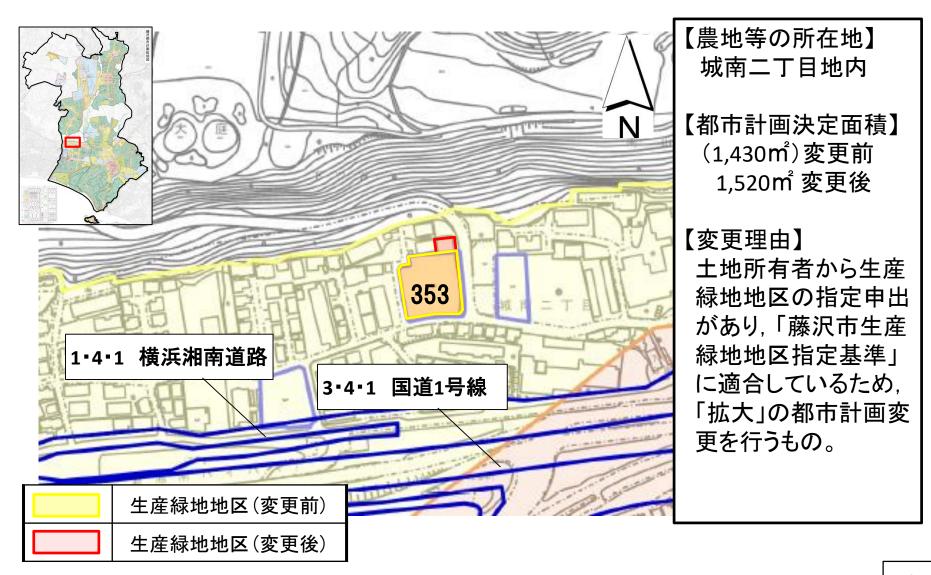
鵠沼神明二丁目地内

【都市計画決定面積】

土地所有者から生産 緑地地区の指定申出 があり、「藤沢市生産 緑地地区指定基準」 に適合しているため、 「追加」の都市計画変 更を行うもの。



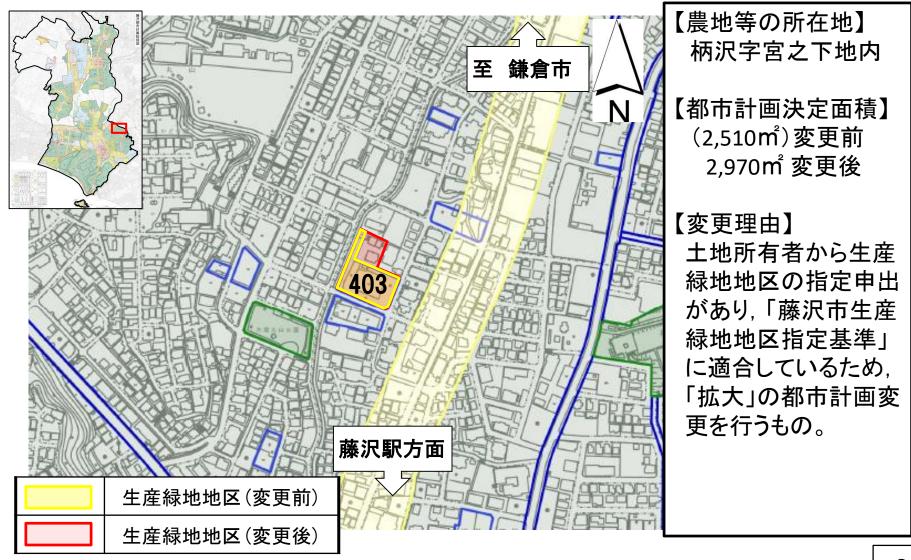
【追加】箇所番号353(拡大)



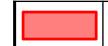


拡大箇所

【追加】箇所番号403(拡大)





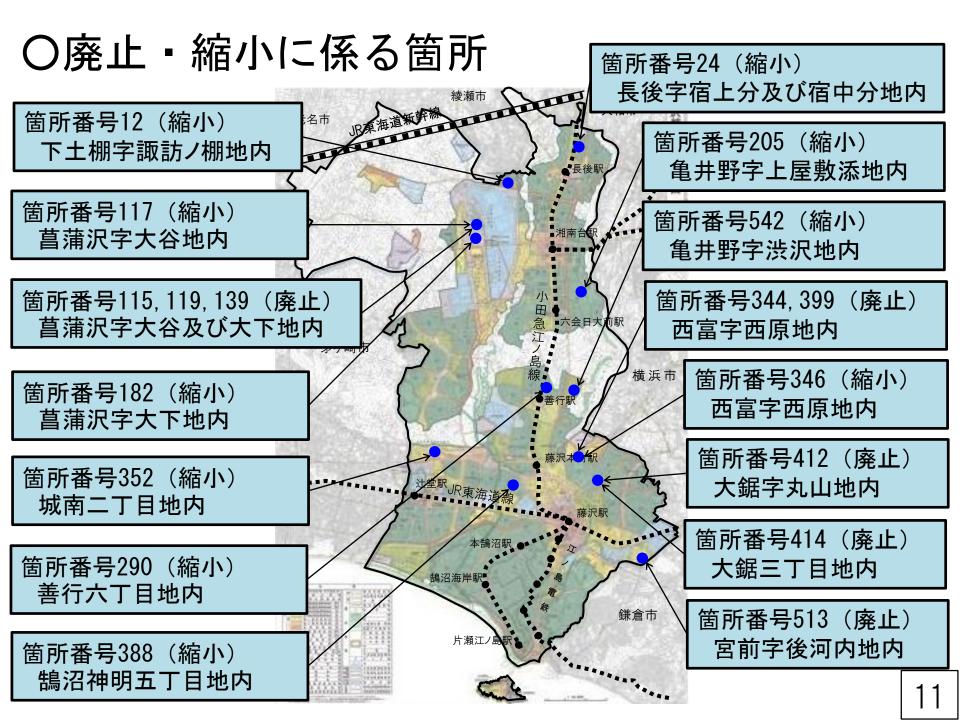


追加箇所

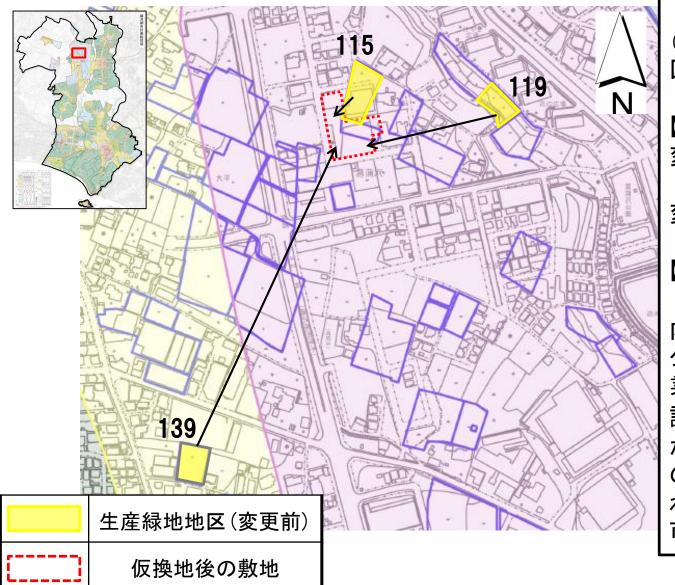
【その他の面積の拡大案件】

箇所番号	農地等の所在地	都市計画 決定面積 [※]	主な変更理由
86	高倉字槐戸及び枯薮地内	(2,380 m ²) 2,640 m ²	
194	今田字古道地内	(3,690㎡) 4,360 ㎡	
467	本鵠沼三丁目地内	(4,620 m²) 4,730 m²	指定箇所の分筆や 錯誤等による面積 の変更
493	鵠沼藤が谷四丁目地内	(1,470 m ²) 1,590 m ²	~
533	立石一丁目地内	(520 m ²) 650 m ²	
合計		(12,680㎡) 13,970㎡	

※()内は、変更前



【廃止】箇所番号115, 119, 139



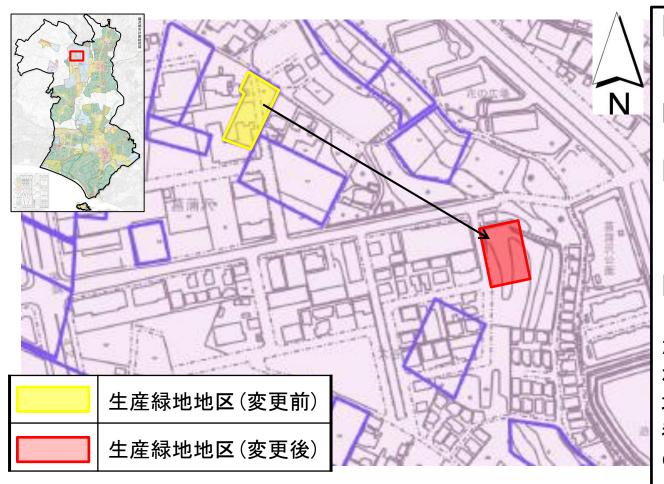
【農地等の所在地】 菖蒲沢字大谷及び 大下地内 (北部第二(三地区)土地 区画整理事業地内)

【都市計画決定面積】 変更前 2,010㎡、600㎡、 1,210㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】

北部区画整理事業地 内の仮換地先において、 公共施設等(社会福祉事 業の用に供する施設)の 設置に伴う行為通知書 が提出され,公共施設等 の用地への転換が図ら れたため、「廃止」の都 市計画変更を行うもの。

【縮小】箇所番号117



【農地等の所在地】 菖蒲沢字大谷地内 (北部第二(三地区)土地 区画整理事業地内)

【都市計画決定面積】 変更前 1,300㎡ 変更後 1,020㎡

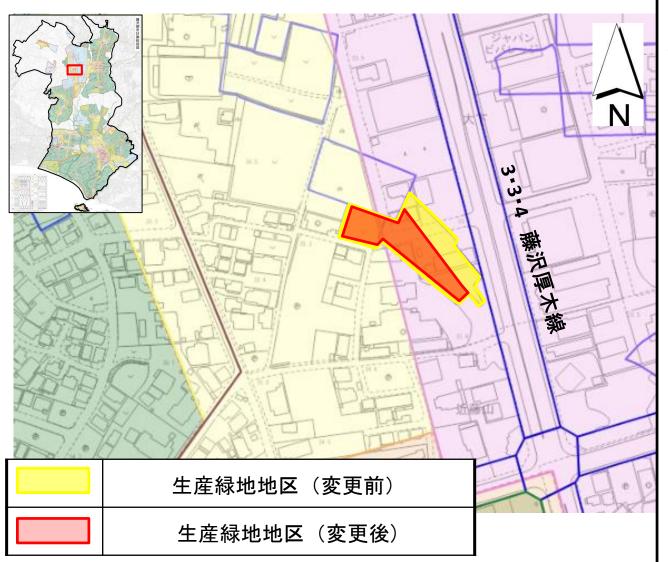
【変更理由】

北部区画整理事業に かかる仮換地指定が行 われ、当該仮換地の区 域及び面積に合わせた 都市計画の変更を行うも の。

<u>※都市計画決定面積の変更について</u>

土地区画整理事業において、道路や公園などの公共施設を整備・改善するため、 地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらう「減歩」によるもの。

【縮小】箇所番号182

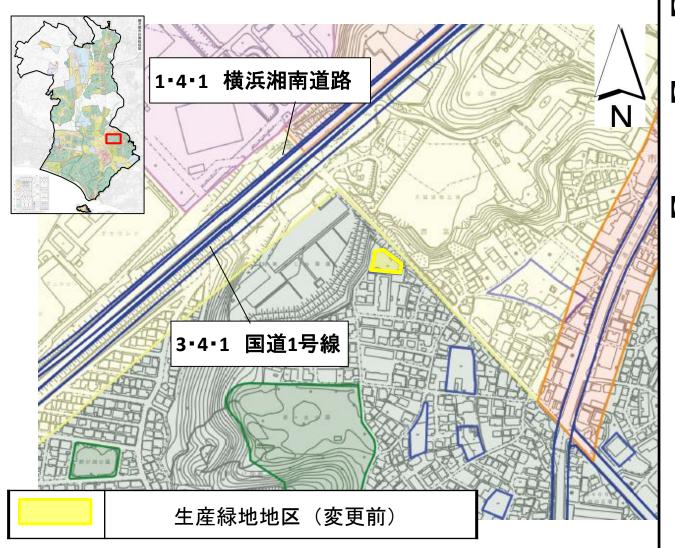


【農地等の所在地】 菖蒲沢字大下地内 (北部第二(三地区)土 地区画整理事業地内)

【都市計画決定面積】 変更前 1,930㎡ 変更後 1,480㎡

【変更理由】

農業でし、営働、大学をは、営農が生活をできるでは、営農が生まれるでは、大学をできまれるでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。のでは、大学をできまれる。というでは、大学をできまれる。

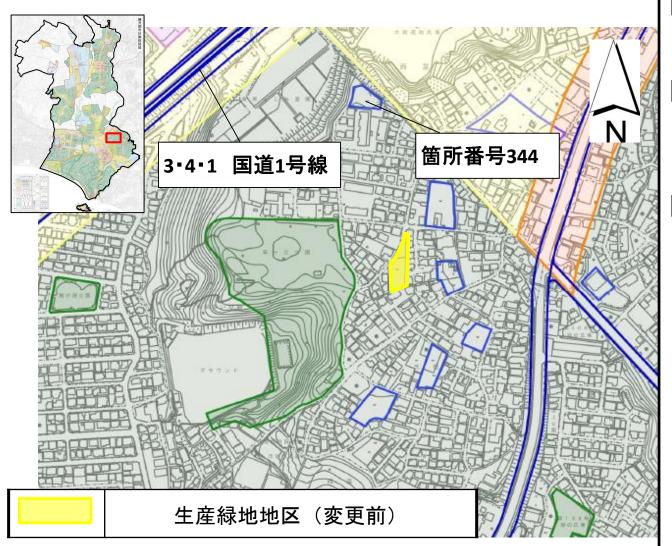


【農地等の所在地】 西富字西原地内

【都市計画決定面積】 変更前 940㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】





【農地等の所在地】 西富字西原地内

【都市計画決定面積】 変更前 1,020㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】



生産緑地地区 (変更前)



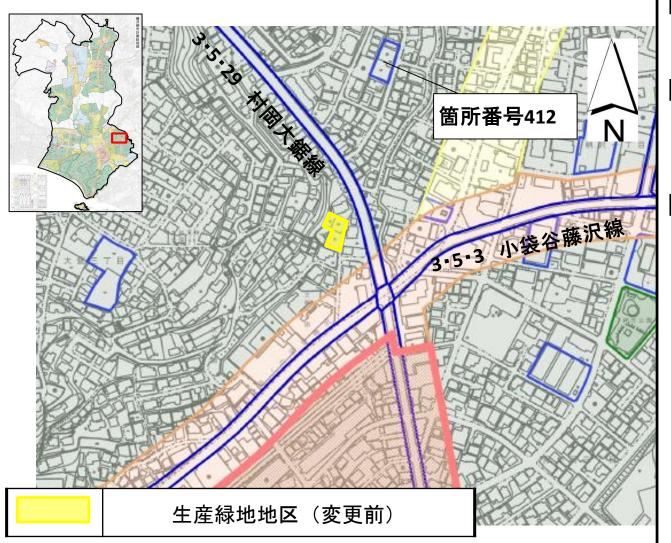
【農地等の所在地】 大鋸字丸山地内

【都市計画決定面積】 変更前 560㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】



生産緑地地区 (変更前)



【農地等の所在地】 大鋸三丁目地内

【都市計画決定面積】 変更前 510㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】



生産緑地地区 (変更前)



【農地等の所在地】 宮前字後河内地内

【都市計画決定面積】 変更前 800㎡ 変更後 0㎡

【変更理由】



【その他の面積の縮小案件】

箇所番号	農地等の所在地	都市計画決定面積	主な変更理由
12	下土棚字諏訪ノ棚地内	(2,330㎡) 2,320 ㎡	
24	長後字宿上分及び 宿中分地内	(6,750 m²) 6,580 m²	
205	亀井野字上屋敷添地内	(790 ㎡) 620 ㎡	
290	善行六丁目地内	(4,540 m) 4,460 m	指定箇所の分筆や
352	城南二丁目地内	(1,130 m³) 1,120 m³	錯誤等による面積 の変更
346	西富字西原地内	(3,630 m) 3,620 m	
388	鵠沼神明五丁目地内	(3,070 m) 3,060 m	
542	亀井野字渋沢地内	(690 m ^²) 650 m²	
合計		(22,930 m) 22,430 m	2

○計画書

面積 備 考 下土棚字諏訪ノ棚地内において、箇所番号12の面積を変更 長後字宿上分及び字宿中分地内において、箇所番号24の面積を変更 高倉字槐戸及び字枯薮地内において、箇所番号86の区域を縮小、面積を変更 菖蒲沢字大谷地内において、箇所番号115、箇所番号119の区域を廃止、箇所番号117の位置、区域及び面積を変更 菖蒲沢字大下地内において箇所番号139の区域を廃止、箇所番号182の区域を縮小 今田字古道地内において、箇所番号194の面積を変更 亀井野字上屋敷添地内において、箇所番号205の面積を変更 善行六丁目地内において、箇所番号200の区域を縮小、箇所番号643の区域を追加	下土棚字諏訪ノ棚地内において、箇所番号12の面積を変更 長後字宿上分及び字宿中分地内において、箇所番号24の面積を変更 高倉字槐戸及び字枯薮地内において、箇所番号86の区域を縮小、面積を 変更 菖蒲沢字大谷地内において、箇所番号115、箇所番号119の区域を廃止、 箇所番号117の位置、区域及び面積を変更 菖蒲沢字大下地内において箇所番号139の区域を廃止、箇所番号182の区 約90.1 h a (次ページ も含む) も含む) も含む) も含む) も含む) も含む) も含む) も含むの区域を紹小、箇所番号194の面積を変更 亀井野字上屋敷添地内において、箇所番号205の面積を変更 善行六丁目地内において、箇所番号200の区域を縮小、箇所番号643の区		1
長後字宿上分及び字宿中分地内において、箇所番号24の面積を変更 高倉字槐戸及び字枯薮地内において、箇所番号86の区域を縮小、面積を 変更 菖蒲沢字大谷地内において、箇所番号115、箇所番号119の区域を廃止、 箇所番号117の位置、区域及び面積を変更 菖蒲沢字大下地内において箇所番号139の区域を廃止、箇所番号182の区 約90.1ha (次ページ も含む) も含む) 亀井野字上屋敷添地内において、箇所番号205の面積を変更 善行六丁目地内において、箇所番号290の区域を縮小、箇所番号643の区	長後字宿上分及び字宿中分地内において、箇所番号24の面積を変更高倉字槐戸及び字枯薮地内において、箇所番号86の区域を縮小、面積を変更	面積	備考
所番号346の面積を変更 城南二丁目地内において、箇所番号352の区域を縮小、箇所番号353の区域を拡大 域を拡大 鵠沼神明五丁目地内において、箇所番号388の区域を縮小、箇所番号645	の区域を追加	(次ページ	長後字宿上分及び字宿中分地内において、箇所番号24の面積を変更高倉字槐戸及び字枯薮地内において、箇所番号86の区域を縮小、面積を変更

〇計画書

面	 責	備考
約90.1k (前ペー も含む	- ジ	柄沢字宮之下地内において、箇所番号403の区域を拡大 大鋸字丸山地内において、箇所番号412の区域を廃止 大鋸三丁目地内において、箇所番号414の区域を廃止 本鵠沼三丁目地内において、箇所番号467の面積を変更 鵠沼藤が谷四丁目地内において、箇所番号493の区域を縮小、面積を変更 宮前字後河内地内において、箇所番号513の区域を廃止 立石一丁目地内において、箇所番号533の面積を変更 亀井野字渋沢地内において、箇所番号542の面積を変更 鵠沼神明四丁目地内において、箇所番号644の区域を追加 鵠沼神明二丁目地内において、箇所番号646の区域を追加

〇理由書

1 箇所番号12

本生産緑地地区は、分筆に伴う面積の縮小を把握したため、都市計画変更を行うものであります。

2 箇所番号24

本生産緑地地区は、錯誤による面積の縮小を把握したため、都市計画変更を行うものであります。

•

•

.

29 箇所番号646

本生産緑地地区は、所有者から生産緑地地区の指定申出があり、藤沢市生産緑地地区 指定基準の目的である、良好な都市環境の保全・形成に資するものに適合する土地であ るため、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

〇新旧対照表

新旧の別	面	積	筃	所	数
新	<u>約90. 1ha</u>			<u>490</u>	
旧	<u>約90. 5ha</u>		<u>494</u>		
増減	増減 ▲0. 4ha			4	

〇経緯書

生産緑地地区 都市計画決定(変更)の経緯

1992年(平成 4年)11月13日告示(市告第193号) 指定面積 約 99.1ha 指定箇所数543箇所

•

•

•

2020年(令和2年)12月24日告示(市告第288号) 指定面積 約 90.5ha 指定箇所数494箇所

今回の都市計画変更の経緯

2021年(令和3年) 8月30日 第175回藤沢市都市計画審議会 報告 2021年(令和3年) 10月 5日から10月15日 神奈川県知事協議 異存なし 2021年(令和3年) 10月22日から11月 5日 都市計画変更案の縦覧 (縦覧者:1名 意見書:0通)

2021年(令和3年) 11月26日 第176回藤沢市都市計画審議会 付議

〇都市計画を定める土地の区域

追加する部分 藤沢市鵠沼神明四丁目地内

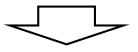
削除する部分 なし

変更する部分藤沢市下土棚字諏訪ノ棚、長後字宿上分、

高倉字槐戸及び字枯薮、菖蒲沢字大谷及び字大下、今田字古道、 亀井野字上屋敷添及び字渋沢、善行六丁目、西富字西原、 城南二丁目、鵠沼神明二丁目、鵠沼神明五丁目、柄沢字宮之下、 大鋸字丸山、大鋸三丁目、本鵠沼三丁目、鵠沼藤が谷四丁目、 宮前字後河内並びに立石一丁目地内

〇都市計画変更スケジュール

2021年8月30日 都市計画審議会(報告)



2021年10月 5日 法定協議(県知事) ~10月15日



2021年10月22日 法定縦覧 ~11月 5日

意見なし

異存なし



2021年11月24日 都市計画審議会(付議)



2021年12月中 都市計画変更